

独立行政法人国立健康・栄養研究所 評価の視点（案）

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|---|---|--|----------|
| <p>第1 中期目標の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間</p> <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1. 研究に関する事項</p> <p>(1) 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項</p> <p>研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省及び地方自治体等における健康づくり施策に必要不可欠な科学的知見を集積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行うこと。</p> <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p> | <p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省及び地方自治体等における健康づくり施策に必要不可欠な科学的知見を集積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行う。</p> <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p> <p>運動・身体活動や適切な食事による生活習慣病の一次予防、身体活動や食事といった環境因子と遺伝的因子の相互作用の解明、並びに運動と食事とによるテーラーメイド予防法に関して、ヒトを対象とした試験、動物や細胞等を用いた実験を行う。特に、安全で効果的かつ実効性のある一次予防策開発に資する調査及び研究に特化・重点化する。</p> <p>a 運動・身体活動や適切な食事による生活習慣病予防、運動と食事指導の併用効果等について、実験的、疫学的、文献的な調査及び研究を行う。これにより食事摂取基準、運動基準等を策定するための科学的根拠を提示する。</p> | <p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p> <p>a 運動基準、食事摂取基準等の改定のための科学的根拠の提示</p> <p>①運動基準2006で示された身体活動量、運動量、体力の基準の妥当性について検討するための、大規模無作為割り付け介入研究を実施する。</p> <p>②健康づくりのための運動基準2006、エクササイズガイド2006改訂に資するための</p> | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|------|--|---|----------|
| | <p>b ヒトを対象として、遺伝因子と各栄養素摂取量、身体活動量、エネルギー代謝等との関係を明らかにし、生活習慣病発症の遺伝、環境リスクの相互作用を解明する。</p> <p>c 遺伝子改変動物を用いて、運動や食事指導によってメタボリックシンドローム及び生活習慣病がいかに予防されるのか</p> | <p>文献的研究を実施する。</p> <p>③食事摂取基準に資するために、様々な生活習慣病と栄養摂取に関する文献的研究を実施する。</p> <p>④「特定保健指導」における身体活動量評価ならびに身体活動・運動介入のプログラムを構築する。</p> <p>⑤様々な特性（職業、運動習慣、生活環境、年齢など）を有する成人および小児を対象に、二重標識水法を用いて、1日当たりの身体活動レベルおよび総エネルギー消費量のデータを蓄積する。それにより、食事摂取基準における推定エネルギー必要量の改定に資する資料を提供する。平成23年度は、特に座位中心の職業従事者や中学生における身体活動レベルの評価法を確立することを主な課題とする。</p> <p>⑥ヒューマンカロリメーターや活動量計などを用いて、特に幼児・小学生の身体活動内容（特に強度や歩行活動）を特定すること、身体活動がエネルギーバランスに与える影響を検討することにより、肥満の予防や解消に寄与する知見を獲得する。</p> <p>⑦人間ドック受診者を対象とした大規模コホート研究を実施し、食事・身体活動・食行動意識、心理的要因等と生活習慣病発症との関連性や、運動と食事の保健指導効果について検討する。</p> <p>b 生活習慣病発症における遺伝、環境リスクの相互作用の解明</p> <p>①罹患同胞対法を用いた全ゲノム解析で2型糖尿病感受性領域としてマップされ、遺伝子の同定に至っていない染色体領域の解析やGWASを用いて新たな2型糖尿病感受性遺伝子を同定する。</p> <p>②複数のコホート研究において、これまでに明らかになった肥満や糖尿病関連遺伝子の生活習慣病発症への寄与や、栄養・運動や食習慣との相互作用について明らかにする。</p> <p>c 遺伝子改変動物等を用いたテーラーメイド予防法開発にむけた科学的根拠の提示</p> | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 | | |
|--|--|--|----------|-----|--|
| | <p>を、遺伝子解析等による分子レベルでの機序解明を試み、運動と食事指導による生活習慣病のテーラーメイド予防法の開発に資する科学的根拠を提示する。</p> | <p>①高脂肪食が、糖尿病・メタボリックシンドロームを発症する分子メカニズムを解明するために、既に作製した遺伝子操作動物あるいは脂質過剰摂取生活習慣病モデル動物を用いてインスリン分泌のメカニズムや肝臓のインスリン抵抗性メカニズムについて検討する。さらに運動におけるインスリン抵抗性改善メカニズムについて検討し、糖尿病・メタボリックシンドロームの改善や予防法の開発につなげる。</p> <p>②マクロニュートリエント（脂質、炭水化物、蛋白質等）の過剰、過少摂取で生じる生活習慣病の発症機序とそれらの予防、治療法に関する研究を行う。身体活動量増加とマクロニュートリエント摂取バランス、食品成分による生活習慣病予防機序の研究を中心に行う。</p> | | | |
| | | 自己評価 | 評価項目○ | 評 定 | |
| 評価の視点等（現行） | | 評価の視点等（案） | | | |
| <p>[数値目標]</p> <p>—</p> | <p>[数値目標]</p> <p>—</p> | | | | |
| <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究の質は高く保たれているか。 ○ 生活習慣病予防や健康づくり施策の推進やガイドライン策定に寄与するものであるか。 ○ 研究の結果（介入方法など）が特定健診・保健指導の実践に活用されているか。 また、食事摂取基準・運動基準のエビデンスに採用されているか。 ○ 大規模コホート研究から得た結果が生活習慣病予防のために活用されているか。 ○ 研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な成果に関する将来展望が示されているか。 ○ 研究成果の意義が適切に示されているか。 ○ 長期的（10年以上）な観点から成果を評価する必要がある調査研究について、具体的な成果に関する将来展望が示されているか。 | <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究の質は高く保たれているか。 ○ 生活習慣病予防や健康づくり施策の推進やガイドライン策定に寄与するものであるか。 ○ 研究の結果（介入方法など）が特定健診・保健指導の実践に活用されているか。 また、食事摂取基準・運動基準のエビデンスに採用されているか。 ○ 大規模コホート研究から得た結果が生活習慣病予防のために活用されているか。 ○ 研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な成果に関する将来展望が示されているか。 ○ 研究成果の意義が適切に示されているか。 ○ 長期的（10年以上）な観点から成果を評価する必要がある調査研究について、具体的な成果に関する将来展望が示されているか。 | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|---|--|--|----------|
| <p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究</p> | <p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究</p> <p>日本人の食生活の多様性を科学的に評価するための指標及び調査手法を開発し、それが健康に及ぼす影響について疫学的な調査及び研究を行う。また、それらに基づく食生活改善法の開発と施策への提言を行う。特に日本人の食事摂取基準等の科学的根拠となるデータの蓄積と「健康日本21」の評価及び次期「健康づくり運動」策定への応用を目指す。</p> <p>a 栄養に関する実践において最も基本的かつ重要な指針である「食事摂取基準」について、平成25年度に予定される改定作業開始に向け、系統的レビューを平成24年度まで重点的に行う。また、今後の改定に向けて、ヒトを対象とした疫学的研究及び基本的情報の収集等を継続的に行う。</p> | <p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究</p> <p>a 食事摂取基準策定のための栄養疫学研究及び基本的情報の収集</p> <p>①「食事摂取基準」に資するために、2010年版策定時までの関係基礎資料をすべて収集・分類・解読し、データベースに登録する。また、策定の効率化や内容向上を目的として、文献のエビデンステーブルを作成する。今後の策定や普及・啓発事業において、当該データベースが十分活用されるよう、ホームページへの掲載および厚生労働省及び関係諸機関に必要な資料や技術の提供を行う。</p> <p>②「日本人の食事摂取基準」（2010年版）の普及・啓発事業に積極的に参画するとともに、普及啓発のための、ホームページ・書籍・資料・パンフレット等を作成する。また、海外への発信も含めて、報告書や資料の英訳等を進める。</p> <p>③食事摂取基準の策定に資する基礎資料を得るための、ヒトを対象とした以下の栄養疫学研究および実験栄養学研究を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域在住高齢者及び介護施設入所者の栄養摂取状況やビタミン・ミネラル栄養状態を調査する。 ・妊産婦の栄養摂取状態と骨代謝に関して、横断的・縦断的に検討する。 <p>④栄養摂取状態の適切なアセスメント法を開発するための研究を実施する。</p> <p>⑤食事に関連する生体指標（バイオマーカー）を確立するために、栄養成分の健康影響について以下の研究を実施する。</p> | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 | | | |
|---|--|---|----------|-------|-----|--|
| | <p>b 「健康日本21」の最終評価及び次期「健康づくり運動」の策定に向けた、効果的で実効性のある運動・食事指導プログラムの開発と普及、国及び地方自治体等の施策の推進に資する研究を行うことが重要であることから、これらの手法の開発、国民健康・栄養調査の機能強化及びデータ活用に資する検討を行う。</p> | <p>・ビタミンA及びビタミンDに着目して分子レベルで検討し、生体指標としての可能性を探る。 ・閉経後女性を対象に、ビタミンK2の骨代謝マーカー及びその他の生体指標に及ぼす影響を検討する。</p> <p>b 国民健康・栄養調査の機能強化及びデータ活用に関する検討 「健康日本21」の最終評価及び次期「健康づくり運動」の策定に向けて、効果的で実効性のある運動・食事指導プログラムの開発と普及を行うとともに、国民健康・栄養調査の機能強化とデータ活用を通じて、個人の生活習慣の改善を環境面から支援するための施策に資する研究を行う。 国や地方自治体の要請や必要性に応じて、国民健康・栄養調査ならびに自治体が独自に実施する健康・栄養調査の機能強化やデータ活用に関する技術支援を引き続き行う。</p> | | | | |
| | | 自己評価 | | 評価項目○ | 評 定 | |
| 評価の視点等(現行) | | 評価の視点等(案) | | | | |
| [数値目標] — | | [数値目標] — | | | | |
| <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究の質は高く保たれているか。 ○ わが国の栄養疫学研究の進歩に寄与するものであるか。 ○ 日本人の食事摂取基準を策定(改定)するために有用な資料となるものであるか。 ○ 策定に有用な資料(データベース)を作成・管理・公開しているか。 ○ 国や地方自治体を実施する健康増進施策の立案や評価に用いることができる客観的なデータとなっているのか。 ○ 研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。 | | <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究の質は高く保たれているか。 ○ わが国の栄養疫学研究の進歩や健康づくり施策の推進に寄与するものであるか。 ○ 日本人の食事摂取基準を策定(改定)するために有用な資料となるものであるか。 ○ 策定に有用な資料やデータベース等を作成・管理・公開しているか。 ○ 国や地方自治体を実施する健康増進施策の立案や評価に用いることができる客観的なデータとなっているのか。 ○ 研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。 | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|---|--|--|----------|
| <p>ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p> | <p>ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p> <p>「健康食品」に含まれる食品成分の有効性及び健康影響に関して、実社会における使用実態等を把握するとともに、ヒトに対する影響を評価する手法を開発する。その結果を幅広く公開し、「健康食品」に関わるリスクコミュニケーションに資するデータベースの更新及び充実を継続して行う。</p> <p>a 「健康食品」等の健康志向に基づく食品の使用実態等の情報を収集・把握し、食品表示並びに食品成分の健康影響に関する調査研究を実施する。</p> <p>また、「健康食品」摂取の安全性に関しては、動物実験及び細胞実験等による健康影響評価研究を実施し、これらに関する情報発信を行う。</p> <p>b 「健康食品」に関する正しい知識の普及と健康被害の未然防止並びに拡大防止を目的に、公正で科学的な健康食品の情報を継続的に収集・蓄積し、それらの情報を効果的に国民に提供する。また、「健康食品」の利用実態や有害事例に関連した調査研究を行う。</p> | <p>ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p> <p>a 「健康食品」等の素材成分に関する情報収集及び健康影響に関する調査研究</p> <p>①抗酸化物質を含有するいわゆる健康食品等について、抗酸化力測定や消費者意識調査等による実態把握を行う。また、いわゆる健康食品中に含まれる抗酸化物質の大量摂取が健康に及ぼす影響について調査する。</p> <p>②微生物定量法が主たる分析法として設定されている栄養成分に対する、効率的な分析法の開発を行い、妥当性確認を行う。また、測定成分の曖昧さにより分析法が確立されていない成分に関して、三大栄養素を中心に検討を行う。</p> <p>③「健康食品」の表示並びに「健康食品」に含まれる微量栄養成分の栄養生理学上の調査・研究を行う。</p> <p>④疾病モデル動物における「健康食品」素材の健康影響評価を行う。また、医薬品の効果や安全性に対する「健康食品」素材の影響を評価する。</p> <p>⑤「健康食品」に利用されている成分の論文情報を収集し、メタ分析等によりその健康影響を評価する。</p> <p>⑥食事条件との関連でダイエット関連のハーブの安全性を検討する。</p> <p>b 「健康食品」に関する公正な情報の提供</p> <p>①『「健康食品」の安全性・有効性情報(hfnet)』サイトの掲載情報を継続的に更新するとともに、それらの情報の効果的な発信等に関連した調査研究を行う。また妊婦のサプリメント利用に関する調</p> | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 | | |
|--|--|---|----------|-----|--|
| | | 査と情報提供を行う。 ②『特別用途食品・栄養療法エビデンス情報(fosdu)』のサイトについても掲載情報を更新する。 | | | |
| | 自己評価 | | 評価項目○ | 評 定 | |
| 評価の視点等(現行) | 評価の視点等(案) | | | | |
| [数値目標] ○ 健康食品の安全性・有効性情報データベースの閲覧が1日平均6,000件以上維持できているか。 | [数値目標] ○ 健康食品の安全性・有効性情報データベースの閲覧が1日平均8,000件以上維持できているか。 | | | | |
| [評価の視点] ○ 研究の質は高く保たれているか。 ○ 食生活や生活習慣など、健康を総合的に考慮した健康食品の位置づけ、必要な情報提供ができているか。 ○ 情報発信はタイムリーに行われているか。 ○ 国内外の健康食品関連情報を収集してデータベース化し、またそのデータベース化した情報の活用状況が客観的に評価できるか。 ○ 情報の提供や共有を図るための効果的な取り組みが常に検討されているか。 ○ 研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。 | [評価の視点] ○ 研究の質は高く保たれているか。 ○ 食生活や生活習慣など、健康を総合的に考慮した健康食品の位置づけ、必要な情報提供ができているか。 ○ 情報発信はタイムリーに行われているか。 ○ 国内外の健康食品関連情報を収集してデータベース化し、またそのデータベース化した情報の活用状況が客観的に評価できるか。 ○ 情報の提供や共有を図るための効果的な取り組みが常に検討されているか。 ○ 研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。 | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 | | | |
|---|---|--|----------|-------|-----|--|
| <p>エ 科学技術基本計画に沿って、研究機関として独自性の高い基礎的・応用的研究を行うこと。</p> <p>オ 研究の成果をより広く社会に還元するために、食育推進基本計画に資する調査研究を推進し、専門家（管理栄養士等）への情報提供を行うこと。</p> | <p>エ 研究所の研究能力を向上させ、将来、その応用・発展的な展開を可能とするために、関連研究領域における基礎的・独創的・萌芽的研究を行う。</p> <p>オ 小児から高齢者までの生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育をより効果的に推進するための調査研究を行い、その成果を専門家（管理栄養士等）のみならず広く国民に情報提供し、行政機関等と協調して食育を推進する。</p> | <p>エ 研究能力の向上のための措置 ・他の研究機関における研究者との共同研究及び若手研究者の責任ある立場での研究への参画を積極的に促すことにより、研究所の研究能力を向上させ、その応用・発展的な展開を図る。</p> <p>オ 効果的な栄養教育手法の開発 ①内閣府における第2期食育推進計画の実施について、生涯にわたるライフステージに応じた食生活の問題点について、調査分析を行い、より効果的な食育施策の形成・提示に努める。 ②食育や栄養教育を推進する職能団体や自治体の事業に対し、効果的な食育や栄養教育に関する情報を提供しその活動を支援する。</p> | | | | |
| | | 自己評定 | | 評価項目○ | 評 定 | |
| 評価の視点等（現行） | | 評価の視点等（案） | | | | |
| <p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の介護予防の観点から年1回以上のワークショップを開催し、広く情報提供を行う。 ○ 効果的な栄養教育・食育について、職能団体等への支援を年5回以上行う。 | | <p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の介護予防の観点から年1回以上の様々な団体が開催するワークショップ等に参画し、広く情報提供を行う。 ○ 効果的な栄養教育・食育について、職能団体等への支援を年5回以上行う。 | | | | |
| <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究の質は高く保たれているか。 ○ 独創的で、将来のシーズとなり得る研究が行われているか。 ○ 研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。 ○ 食育推進会議等への参加により行政施策に寄与しているか。 | | <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究の質は高く保たれているか。 ○ 独創的で、将来のシーズとなり得る研究が行われているか。 ○ 研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。 ○ <u>東日本大震災被災者への健康支援に寄与しているか。</u> ○ 食育推進会議等への参加により行政施策に寄与しているか。 | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|--|--|--|----------|
| <p>(2) 研究水準及び研究成果等に関する事項</p> <p>ア 健康・栄養に関する施策、ガイドライン等の科学的根拠につながる質の高い研究を行い、研究成果を論文等を通じて社会に発信・還元を行うこと。</p> | <p>(2) 研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 論文、学会発表等の促進 調査及び研究の成果の普及を図るため、学術誌への学術論文の投稿、シンポジウム、学会等での口頭発表を行う。 これらについては、中期目標期間内に、学術論文の掲載を400報以上、口頭発表を1000回以上行う。 なお、口頭発表は、海外においても積極的に行う。</p> | <p>(2) 研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 論文、学会発表等の促進 ①研究成果については、できるだけ国際的な場での発表を目指し、査読付き学術論文80報以上、口頭発表200回以上を行う。 その際、原著論文については、インパクトファクターが2.0以上の学術誌に、30報以上掲載されることを目指す。 なお、若手研究者による優れた研究成果の発表に対しては、競争的な事前審査により課題を選定し、海外渡航費の付与を行う。 ②研究成果に係る著書・総説・解説を年間200報以上行う。 ③国民の健康増進に寄与するため、調査研究の成果を発表するための講演を200回以上行うほか、マスメディアによる報道が、50件以上となるよう報道情報の収集に努める。</p> | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 | | |
|---|---|--------|----------|-----|--|
| | | 自己評定 | 評価項目○ | 評 定 | |
| 評価の視点等(現行) | 評価の視点等(案) | | | | |
| <p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年度ごとに査読付きの学術誌に学術論文を50報以上掲載されること ○ インパクトファクターが2.0以上の学術誌に年度ごとに25報以上の原著論文が掲載されること。 ○ 研究者一人あたりの論文引用度を2.50以上とする ○ 学会における口頭発表を年度ごとに150回以上行う。 ○ 調査研究に関する啓発・知識の普及等に関する一般講演を年間200回以上行う。 ○ 研究成果に係る著書・総説・解説を年間150件以上行う。 ○ 調査研究の内容・成果に関する新聞・雑誌、テレビ・ラジオ等のメディアによる報道件数として、毎年度50件以上の報道があるかどうか、研究所への社会的注目度の評価指標として設定する。 | <p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年度ごとに査読付きの学術誌に学術論文を80報以上掲載されること ○ インパクトファクターが2.0以上の学術誌に年度ごとに30報以上の原著論文が掲載されること。 ○ 研究者一人あたりの論文引用度を2.50以上とする ○ 学会における口頭発表を年度ごとに200回以上行う。 ○ 調査研究に関する啓発・知識の普及等に関する一般講演を年間150回以上行う。 ○ 研究成果に係る著書・総説・解説を年間150件以上行う。 ○ 調査研究の内容・成果に関する新聞・雑誌、テレビ・ラジオ等のメディアによる報道件数として、毎年度50件以上の報道があるかどうか、研究所への社会的注目度の評価指標として設定する。 | | | | |
| <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学会発表及び学術雑誌へ発表した論文は、高い水準を確保しているか。 ○ 海外において研究成果が積極的に発表されているか。 ○ 上記数値目標について、研究分野ごとの分析を行っているか。 | <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学会発表及び学術雑誌へ発表した論文は、高い水準を確保しているか。 ○ 海外において研究成果が積極的に発表されているか。 ○ 上記数値目標について、研究分野ごとの分析を行っているか。 | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|--|--|---|----------|
| <p>イ 健康・栄養関連の専門家を対象としたセミナー、一般向けの講演会等を開催すること。</p> <p>ウ 研究所の一般公開を実施するとともに、中学校・高等学校等からの見学にも積極的に応じること。</p> | <p>イ 講演会等の開催 健康・栄養関連の専門家向けのセミナー、幅広い人々を対象とした講演会等をそれぞれ年1回以上開催し、調査及び研究の成果を社会に還元する。 また、関係団体が実施する教育・研修プログラムへの職員の派遣を積極的に推進する。 一般及び専門家からの電話、メール等による照会等に対し、適切に対応する。</p> <p>ウ 開かれた研究所への対応 幅広い人々に研究所の業務について理解を深めてもらうことを目的に、年1回オープンハウスとして研究所を公開する。 また、健康と栄養に興味を抱かせ、将来、栄養学研究を担う人材の育成に資するよう、「総合的な学習の時間」による中学・高校生等の見学を積極的に受け入れる。</p> | <p>イ 講演会等の開催 ①「日本人の食事摂取基準」（2010年版）の普及・啓発のための講習会等にひきつづき講師を派遣するとともに、資料提供・企画支援を行う。 ②一般向けの公開セミナー（第13回）を東京で開催する。研究で得られた成果を社会に還元するため、専門家向けのセミナーを他機関との連携による開催を含め2回程度行う。 ③管理栄養士・栄養士等の研修や生涯教育のプログラムに対し、職員を積極的に派遣するとともに、連携も含めそれらのプログラムの企画等への支援を3回程度行う。 ④外部からの電話やメールを介した問い合わせに適切に対応するとともに、問い合わせの多い事項についてはホームページ上のFAQに反映させ、効率的な対応ができる体制の整備をさらに進める。</p> <p>ウ 開かれた研究所への対応 ・オープンハウス（研究所公開）を実施し、運動実験施設等における体験コーナーや食事・体力診断等を含めて、当研究所の研究・業務内容をより多くの人々に身近に知ってもらえるよう努める。また、所内見学等に積極的に対応し、小学生や中高生が健康や栄養に関して高い関心を持ち、正しい知識が普及出来る取り組みを行う。</p> | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|--|--|--------|----------|
| | 自己評定 | 評価項目○ | |
| 評価の視点等(現行) | 評価の視点等(案) | | |
| <p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部からの所内見学者を毎年度300名以上受け入れる。 ○ 食事摂取基準・運動基準の普及・啓発のための講演会の開催もしくは講師の派遣を年10回以上行う。 ○ 国民健康・栄養調査を含め、栄養関連調査の技術向上のためのセミナーを年5回以上実施する。 ○ 講演会等の参加者へのアンケート調査等により「非常に役に立った。役に立った」という回答が70%以上得られるようにする。 | <p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部からの所内見学者を毎年度300名以上受け入れる。 ○ 食事摂取基準・運動基準の普及・啓発のための講演会の開催もしくは講師の派遣を年10回以上行う。 ○ 国民健康・栄養調査を含め、栄養関連調査の技術向上のためのセミナーを年5回以上実施する。 ○ 講演会等の参加者へのアンケート調査等により「非常に役に立った。役に立った」という回答が70%以上得られるようにする。 | | |
| <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、タイムリーなテーマによって適切に実施されているか。 ○ 講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、社会・行政ニーズに沿って公正中立な立場で年1回以上実施されているか。 ○ 講演会、セミナー等の参加者に対して満足度やニーズの把握を行い、高い満足度を得ているか。また、把握した結果を今後の企画等に役立てているか。 ○ 講演会、セミナー等について参加者を増やすためにどのような取組・工夫を行ったか。 ○ 専門職のスキルアップに役立つような講演会やセミナーが実施され、参加者から満足したとの評価を得ているか。 ○ 一般及び専門家からの相談、並びに研修の依頼等に関して、公正中立な立場で適切に対応がなされているか。 ○ 外部からの見学の受入を積極的に行い、研究所の研究・業務内容の理解を深めてもらう対応に努めたか。 ○ 中学生、高校生等に健康や栄養、及び関連研究に興味をもってもらうための取り組みが年3回程度実施されているか。 ○ 管理栄養士・栄養士等の専門家(再)教育に対して、連携も含め年3回程度実施しているか。 | <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、タイムリーなテーマによって適切に実施されているか。 ○ 講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、社会・行政ニーズに沿って公正中立な立場で年1回以上実施されているか。 ○ 講演会、セミナー等の参加者に対して満足度やニーズの把握を行い、高い満足度を得ているか。また、把握した結果を今後の企画等に役立てているか。 ○ 講演会、セミナー等について参加者を増やすためにどのような取組・工夫を行ったか。 ○ 専門職のスキルアップに役立つような講演会やセミナーが実施され、参加者から満足したとの評価を得ているか。 ○ 一般及び専門家からの相談、並びに研修の依頼等に関して、公正中立な立場で適切に対応がなされているか。 ○ 外部からの見学の受入を積極的に行い、研究所の研究・業務内容の理解を深めてもらう対応に努めたか。 ○ 中学生、高校生等に健康や栄養、及び関連研究に興味をもってもらうための取り組みが年3回程度実施されているか。 ○ 管理栄養士・栄養士等の専門家(再)教育に対して、連携も含め年3回程度実施しているか。 | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|---|---|--|----------|
| <p>(3) 研究実施体制等の整備に関する事項</p> <p>ア 独立行政法人という組織形態の利点を最大限活かした研究資金等の運用及び人的資源の配置により、研究・業務の効率化を図ること。</p> <p>イ 国内外の産業界を含む健康・栄養・食品関係の機関との共同研究の拡充等を目的として、研究所研究員の派遣及び他機関等の研究員の受入れをより積極的に行うこと。</p> <p>ウ 大学及び民間企業等との連携・協力により、研究者の交流を進め、人材の養成と資質の向上を図ること。</p> | <p>(3) 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 研究・業務の効率的な実施という観点から、研究員、研究補助員の配置を戦略的に行うとともに、重点化する調査研究及び法定業務に研究業務費を適切に配分し、確実な業務の執行に努める。</p> <p>イ 民間企業、大学、他の研究機関等との間で従前から実施している共同研究に加え、新たな共同研究等を積極的に推進するため、民間企業、大学等へ研究所研究員を派遣するとともに、資質の高い研究員を受け入れる。 また、非公務員化の利点を活用し、研究所が所有する知的財産の活用、又は所有する情報等を用いた共同研究を民間企業及び大学等と積極的に行うこととし、中期目標期間内に60件以上を目標とする。</p> <p>ウ 連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間100名以上受け入れ、研究所が所有する情報・技術等を提供するとともに、研究員を広く大学院や関係機関等に年間100名以上派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。 また、国内外の若手研究員等の育成に貢献するため、博士課程修了者、大学院生、他機関に属する研究員等を継続的に受け入れるための体制の充実を図る。 また、連携大学を増やし、兼任教授の派遣を行うとともに、若手研究員の指導・育成を行うため、求めに応じ、研究</p> | <p>(3) 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 研究業務を効率的に実施するための効果的な人員・予算の調整・確保 ①法律に基づく業務及び重点調査研究の担当部門に対して、効率的に特別研究員や研究補助員を配置するとともに的確な予算配賦を実施し、戦略的かつ効率的な研究に取り組み着実な研究成果を求める。 ②調査研究業務に付随する事務的作業の効率化を促進するために事務部内の研究支援体制の充実を図る。 ③運営費交付金をはじめ競争的資金などの予算について、各研究業務の進捗状況及び費用並びに新たな課題を勘案しながら柔軟に配賦を行うなど効果的な取り組みを行う。</p> <p>イ 産学連携の推進 ①共同研究等を積極的に推進するため、民間企業、大学等へ研究所研究員を派遣するとともに、資質の高い研究員を受け入れる。 ②研究所が所有する知的財産の活用、又は所有する情報等を用いた共同研究を民間企業及び大学等と積極的に行うこととし、年間に12件以上を目標とする。</p> <p>ウ 将来の研究人材の育成 ①連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員等を年間100名程度受け入れるとともに、当研究所の研究員を大学院や関係機関等に年間100名程度派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。 ②連携大学院について、引き続き拡大を図るとともに兼任教員を派遣し、互いの強みを活かした研究協力を行う。 ③流動研究員制度や連携大学院制度を活用し、博士課程修了者等の若手研究者や大学院生を積極的に受け入れることにより、将来の研究人材の育成に資すると</p> | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 | | | |
|--|--|---|----------|-------|-----|--|
| <p>エ 調査及び研究の円滑な実施が図られるよう、適切な措置を講ずるとともに、他機関との共同研究及び受託研究において、双方の研究施設及び研究設備の稼働状況に応じた共同利用を図ること。</p> | <p>所研究員を他機関へ派遣する。</p> <p>エ 施設・設備について、自らの研究実施のために実効的に活用するとともに、「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に基づき、大学、他研究機関との共同研究等での外部研究者等の利用に供する。</p> | <p>もに、研究所の研究機能の強化を図る。</p> <p>エ 施設・設備の有効活用</p> <p>①測定室、RI室、動物飼育室、運動トレーニング室等の各プログラムで共同で使用する施設・設備については、効果的に研究ができるよう環境を確保する。</p> <p>②「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に従い、当研究所の施設・設備を利用して、他研究機関の研究者・運動指導者と共同して運動による健康増進効果に関する共同研究を実施する。</p> | | | | |
| | | 自己評定 | | 評価項目○ | 評 定 | |
| 評価の視点等(現行) | | 評価の視点等(案) | | | | |
| <p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間100名程度受け入れるとともに、研究員を大学院や関係機関等に年間<u>30</u>程度派遣する。 ○ 民間企業との共同研究を年間<u>10</u>件程度行う。 | <p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間100名程度受け入れるとともに、研究員を大学院や関係機関等に年間<u>100</u>程度派遣する。 ○ 民間企業との共同研究を年間<u>12</u>件程度行う。 | | | | | |
| <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究・業務が効率的に行われるための取り組みを行っているか。 ○ 研究員、研究補助員を戦略的に配置しているか。 ○ 研究資金等の配分が、課題の優先付け、進捗状況等に応じて適切に行われているか。 ○ 共同研究を積極的に実施しているか。 ○ 共同利用促進のためにどのような取り組みを行っているか。 ○ 施設・設備を有効に研究に活用しているか。 ○ 研究所が有する知的財産や情報等を活用した共同研究が活発に行われているか。 | <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究・業務が効率的に行われるための取り組みを行っているか。 ○ 研究員、研究補助員を戦略的に配置しているか。 ○ 研究資金等の配分が、課題の優先付け、進捗状況等に応じて適切に行われているか。 ○ 共同研究を積極的に実施しているか。 ○ 共同利用促進のためにどのような取り組みを行っているか。 ○ 施設・設備を有効に研究に活用しているか。 ○ 研究所が有する知的財産や情報等を活用した共同研究が活発に行われているか。 | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|---|---|--|----------|
| <p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち、集計事務については、「健康日本21」、都道府県健康増進計画等の政策ニーズに適時対応して、迅速かつ効率的に集計を行うこと。また、外部委託のより積極的な活用、高度集計・解析システムの活用等により効率化を図る。</p> <p>イ 健康増進法第27条第5項（同法第29条第2項、第32条第3項及び第32条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により収去した食品の試験業務を的確に実施すること。対応可能な試験（収去試験を含む。）について積極的に民間の登録試験機関の活用が図られるよう、検査方法の標準化、検査精度の維持・管理に一層重点的に取り組むこと。</p> | <p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の集計事務については、政策ニーズに対応した迅速かつ効率的な集計を行う。具体的には、当該年度の集計事務を、調査票のすべてを受理してから7ヶ月を目途（ただし、調査項目に大幅な変更が生じない場合に限る）に行う。 また、外部委託、高度集計・解析システムの活用等により、効率的な集計を行うことにより、経費の削減を図る。 さらに、都道府県等が行う健康・栄養調査に対する支援を含めて関連する技術的な事項について、研究所がより積極的に対応する。</p> <p>イ 健康増進法第27条第5項（同法第29条第2項、第32条第3項及び第32条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により収去した食品の試験業務を的確かつ迅速に実施する。 上記の試験並びに特別用途食品の許可に係る試験業務について、分析技術の確立した試験については、登録試験機関における検査の精度管理に努める。 また、分析技術の確立していない特定保健用食品の関与成分等の新たな食品成分への技術的対応については、他登録試験機関での応用も可能な分析技術の規格化及び当該食品成分の標準品の開発の実現を図る。さらに栄養表示基準における栄養成分について、分析手法の改良を行う。</p> | <p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 健康・栄養調査の効率的実施 国民健康・栄養調査の集計業務については、引き続き、正確かつ効率的な集計を通して、結果発表までの期間の迅速化を図る。また、データ収集に携わる行政の担当者等に対して、技術講習、情報提供、研修教材等の提供、標準的な調査ツールの提供などを通じて、積極的な技術支援を行う。さらに、健康・栄養調査の効率化を目指した専用ソフト（名称：食事しらべ）をアップデートして自治体へ配布し、調査の全体の効率化も目指す。</p> <p>イ 特別用途食品及び収去食品等の分析 ①消費者庁の特別用途表示の許可等に関わる申請に基づく試験業務を期間内に実施するとともに、そのヒアリングに適切に対応する。 ②健康増進法第27条第5項の規定により収去した特別用途食品及び栄養表示がなされた食品の分析業務を、期間内に実施する。 ③栄養表示基準における栄養成分の分析法について、より適切な分析手法の検討を行う。また、試験検査機器の有効利用及び整備の充実を図る。 ④登録試験機関間の分析精度管理体制を確立するための組織を構築する。 ⑤分析技術の確立していない特定保健用食品の関与成分について、標準品の開発を行なう。</p> | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 | | |
|--|------|--|----------|-----|--|
| | | 自己評定 | 評価項目○ | 評 定 | |
| 評価の視点等(現行) | | 評価の視点等(案) | | | |
| <p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民健康・栄養調査の集計について、すべての調査票の受理後、7ヶ月以内に集計を完了し、厚生労働省へ提出しているか。 ○ 特別用途食品試験について、分析技術が確立している食品成分においては、すべての検体において受理から回答までを2ヶ月以内に行う。 | | <p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民健康・栄養調査の集計について、すべての調査票の受理後、7ヶ月以内に集計を完了し、厚生労働省へ提出しているか。 ○ 特別用途食品試験について、分析技術が確立している食品成分においては、すべての検体において受理から回答までを2ヶ月以内に行う。 | | | |
| <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康増進施策の立案や評価に耐えうる信頼性の高い集計業務を実施しているか。 ○ 中期計画で示された期間、予算の範囲内で業務を遂行しているか。 ○ 調査の標準化や精度管理ならびに集計技術の高度化に配慮した取り組みが行われているか。 ○ 国民健康・栄養調査で得られた集計結果を客観的に分析し、健康増進施策に活用するための積極的な技術支援を行っているか。 ○ 収去試験等の分析は適切に行われているか。 ○ 研究所内における分析研修や登録試験機関間の意見交換会を行っているか。 ○ 消費者庁における分析ヒアリングや申請者に対する分析方法の指導は適切に行われているか。 | | <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康増進施策の立案や評価に耐えうる信頼性の高い集計業務を実施しているか。 ○ 中期計画で示された期間、予算の範囲内で業務を遂行しているか。 ○ 調査の標準化や精度管理ならびに集計技術の高度化に配慮した取り組みが行われているか。 ○ 国民健康・栄養調査で得られた集計結果を客観的に分析し、健康増進施策に活用するための積極的な技術支援を行っているか。 ○ 収去試験等の分析は適切に行われているか。 ○ 研究所内における分析研修や登録試験機関間の意見交換会を行っているか。 ○ 消費者庁における分析ヒアリングや申請者に対する分析方法の指導は適切に行われているか。 | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|--|--|---|----------|
| <p>(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項</p> <p>ア 関連機関等と定期的な情報交換の場を設け、社会的・行政ニーズを把握すること。</p> <p>イ ホームページ等を通じて国民からのニーズを把握すること。</p> | <p>(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等から直接的に研究所に対する要望等を伺う機会を年6回程度設け、社会的ニーズを把握する。さらに、業務関連行政部局との間で、定期的な情報及び意見等を交換する場を設け、行政ニーズを把握する。</p> <p>また、国、地方自治体、国際機関等より、専門的な立場からの技術的な協力、指導等の求めには積極的に応じて研究員を派遣し、研究所における調査及び研究の成果が適切に施策等に反映できるよう努める。</p> <p>イ 研究所に対する意見、要望等をホームページやセミナー等の参加者を通じて把握し、その内容を検討し、可能な限り業務に反映させる。</p> | <p>(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 社会的・行政ニーズの把握</p> <p>①社会的ニーズを把握するため、健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等との意見交換会を年6回程度実施し、連携を強化する。とくに、当研究所は国民生活に密着した分野を対象としており、国民に研究成果を還元することが重要であることから、第一線で活躍している管理栄養士等から、具体的なニーズ等の把握に努める。</p> <p>②行政ニーズを適時把握するために、厚生労働省生活習慣病対策室・食品安全部、消費者庁食品表示課、内閣府食育推進担当等と情報・意見交換を1回以上行い、研究・業務等に公正中立な立場で適正に反映させる。</p> <p>③国、地方自治体、国際機関等からの技術的な協力依頼に応えとともに、行政ニーズを把握するため、各種審議会、検討会の専門委員等として職員を積極的に派遣する。</p> <p>イ ホームページを活用した国民ニーズの把握</p> <p>・国民、栄養専門職等からの意見、要望等を広く効率的に把握するため、インターネット上の種々の仕組みを活用した取り組みを行う。</p> | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|--|--|--------|----------|
| | | 自己評定 | 評価項目○ |
| 評価の視点等(現行) | 評価の視点等(案) | | |
| <p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等との意見交換会を年6回程度設け、連携を強化する。 ○ 関係機関等との情報及び意見交換は、年6回程度積極的に実施されているか。 ○ 行政部局との意見及び情報交換は、年1回以上適正に実施されているか。 | <p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等との意見交換会を年6回程度設け、連携を強化する。 ○ 関係機関等との情報及び意見交換は、年6回程度積極的に実施されているか。 ○ 行政部局との意見及び情報交換は、年1回以上適正に実施されているか。 | | |
| <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国、地方自治体、国際機関等への技術的な協力、研究者の派遣等は積極的に実施されているか。 ○ 社会・行政からのニーズを把握し、研究・業務等にどのように反映しているか。 | <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国、地方自治体、国際機関等への技術的な協力、研究者の派遣等は積極的に実施されているか。 ○ 社会・行政からのニーズを把握し、研究・業務等にどのように反映しているか。 | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|--|---|--|----------|
| <p>(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項</p> <p>ア 国際協力の対外的な業務については、政府関係部局との連携を強め、国際栄養協力体制を充実強化し、特にWHO研究協力センターとして指定を受けて、アジア地域における国際貢献と学術的ネットワークの構築を行うことにより、国際社会における役割を果たすこと。</p> <p>イ 産学連携の対外的な業務については、政府関係部局との連携を強め、産学連携推進機能の強化により、産学連携をより一層進め、研究成果の社会への還元と知的財産の獲得を目指すこと。</p> | <p>(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア アジア諸国との間で、栄養調査、栄養改善及び健康づくり等に関する共同研究において中心的な役割を果たすとともに、国際協力の対外的業務について政府関係部局との連携を強め、国際栄養協力体制を充実強化する。特にWHO研究協力センター（現在申請中）の機能として、WHO西太平洋地域における栄養調査の実施ならびに食事摂取基準や運動ガイドラインの策定等の技術支援を行う。</p> <p>また、研究者養成及び共同研究の促進を図るため、「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間2名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供するとともに、アジア地域の研究者を交えたシンポジウムの開催等を行い、アジア地域における栄養学研究基盤の強化に寄与する。</p> <p>イ 政府関係部局との連携を強め、民間企業、大学等の複合的な連携を強化する。これにより、研究所の研究成果と社会ニーズの橋渡し、新たな展開・応用を図るとともに、知的財産の獲得を積極的に行う。</p> <p>また、調査及び研究の成果については</p> | <p>(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア アジア地域における学術的ネットワークの構築</p> <p>①WHO研究協力センター（申請中）としての体制を整え、アジア・太平洋諸国における栄養、身体活動分野での調査・研究ニーズの把握に努める。その一環として、WHO等との協力関係を強化し、関連する国際会議に研究員を派遣する。</p> <p>②アジア諸国との間で、栄養学研究の発展につながる共同研究及び人材育成を積極的に行う。研究交流を推進する観点から、国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業を活用し、年間2名（バングラデシュ1名、マレーシア1名を予定）の若手研究者を受け入れる。また、フォローアップ共同研究助成事業により、これまで受け入れた研修生との共同研究や情報提供などを引き続き推進する。</p> <p>③第5回アジア栄養ネットワークシンポジウムを開催し、アジア諸国の研究機関との学術交流を通じたネットワークづくりを進める。</p> <p>④GEMS/Food プログラム協力機関として、国民健康・栄養調査の結果等、わが国の食事調査データの発信に努める。</p> <p>⑤アジア諸国における栄養士制度・栄養士養成の現状について調査・検討を行う。</p> <p>⑥当研究所の研究成果、わが国の栄養、運動施策上の重要なガイドライン（食事摂取基準、エクササイズガイド等）について、英語版ホームページ上で情報発信するとともに、データ提供等の支援を行い、海外からのニーズに的確かつタイムリーに応える。</p> <p>イ 産学連携等による研究成果等の社会還元</p> <p>・健康・栄養や食品開発等に関連する研究機関、民間企業等との共同研究や受託研究、特許等の実用化等により、当研究所の研究成果やノウハウを具体的な商品開発やサービスを通じて、社会に還元でき</p> | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|--|--|---|----------|
| | <p>、それらが知的財産につながるかどうかのスクリーニングを行い、中期目標期間内に20件以上の特許等の出願を行う。</p> <p>取得した特許権の実施を図るため、特許権情報のデータベースをホームページ上に公開する。</p> | <p>るよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 宇宙航空研究開発機構（JAXA）と連携して立ち上げた「機能性宇宙食研究会」を産学連携のもと発展させ、超高齢化社会に適用可能な機能性宇宙食の開発とその応用を目的として、国際宇宙ステーション「きぼう」日本実験棟において機能性宇宙食を開発するためのフィージビリティ研究を開始する。 知的財産権取得に適した研究について、その成果の学会及び論文発表の前に掘り起こしを行い、戦略性を持って年間4件程度の特許等の出願を行う。また、当研究所の特許等に関する情報を、ホームページ上に公開し、民間企業等へ積極的に技術の紹介を行う。 | |
| | 自己評定 | | 評価項目○ |
| 評価の視点等（現行） | 評価の視点等（案） | | |
| <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間2名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供し、途上国の健康・栄養問題解決に貢献する。 アジア地域の研究機関との交流・連携・支援を年2回以上積極的に実施しているか。 中期目標期間内に、<u>20件以上の特許出願を行う（年間約5件程度の特許出願を行う）</u> | <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間2名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供し、途上国の健康・栄養問題解決に貢献する。 アジア地域の研究機関との交流・連携・支援を年2回以上積極的に実施しているか。 中期目標期間内に、<u>特許等の出願を年間約4件程度行う</u> | | |
| <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 若手研究者の育成や共同研究の推進のために、どのような取り組みが行われているか。 海外に向けての情報発信は、タイムリーに適切に行われているか。 研究成果が、知的財産の獲得や社会への還元、国民の健康の保持増進にどのように結びついているか。 特許の出願及び再申請などは、戦略性をもって実施されているか。 知的財産の取得・開示のために、各種情報発信を行っているか。 | <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 若手研究者の育成や共同研究の推進のために、どのような取り組みが行われているか。 海外に向けての情報発信は、タイムリーに適切に行われているか。 研究成果が、知的財産の獲得や社会への還元、国民の健康の保持増進にどのように結びついているか。 特許の出願及び再申請などは、戦略性をもって実施されているか。 知的財産の取得・開示のために、各種情報発信を行っているか。 | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|--|--|--|----------|
| <p>(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項</p> <p>栄養情報担当者（以下「NR」という。）認定制度については、既存の資格取得者の取扱い等について検討の上、第三者機関への業務移管を行うこと。</p> | <p>(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置</p> <p>栄養情報担当者（以下「NR」という。）認定制度については、既存の資格取得者、資格取得を目指している者及び栄養情報担当者養成講座の取扱い並びに移管に伴う経過措置等について検討し、第三者機関へ業務を移管する。</p> | <p>(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置</p> <p>①栄養情報担当者（以下「NR」という。）認定制度については、第三者機関に移管を行うための問題点について検討を行うとともに第三者機関との移管に向けた意見交換等を行う。</p> <p>②また、第三者機関に移管を行うまでの間、有資格者及び資格取得を目指している者の不利益とならないよう、次の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NRのアドバイザースタッフとしての質を維持向上するための研修会 ・外部有識者の協力を得つつ、適正かつ公正なNR認定試験、NR認定資格確認試験及び登録等関連業務 | |

| | 自己評定 | 評価項目○ |
|--|---|-------|
| <p>評価の視点等（現行）</p> <p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NRのフォローアップとして、年6回以上の研修会を開催する。 ○ 今後5年間でさらに4,000名程度のNR認定者の輩出を行う。 <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NR認定試験の実施状況や養成施設の状況はどのようなものか。 ○ NR制度への研究所の関与のあり方を検討しているか。 ○ NR事務業務の見直しは、効率的かつ的確な業務ができるよう行われているか。 ○ NRの活動状況を適切に把握しているか。 ○ NR制度の認知度の向上、職域の拡大に適切に取り組んだか。 | <p>評価の視点等（案）</p> <p>[数値目標]</p> <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年7月のNR制度の移管完了まで、資格既取得者等に対し、移管等に係る情報を適切に提供しているか。 ○ 年度ごとのNR制度の移管に係る計画を作成し、円滑に移管作業を進めているか。 ○ NR制度の移管先である第三者機関の受け入れ態勢に支援、協力を行っているか。 | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|---|---|--|----------|
| <p>3. 情報発信の推進に関する事項</p> <p>(1) 研究所として総合的な情報発信を行うための体制を強化し、対外的な業務の推進を図ること。</p> <p>(2) 研究所の活動状況に関する情報をホームページを介して広く公開すること。</p> <p>(3) 研究所の諸活動及び研究業績については、研究所報告やニュースレターの刊行及び電子メディアでの配信により公開すること。</p> <p>(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報の提供は、ホームページ等を活用し積極的に行うことにより、その充実を図ること。</p> | <p>3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 総合的な情報発信を効果的に実施するための内部組織の連携を充実させ、対外的な業務の推進を図るための組織整備を行う。</p> <p>(2) ホームページによって研究所の活動状況を積極的に発信し、利用対象者を考慮した掲載内容の充実に努める。 ホームページアクセス件数は、中期目標期間中、毎年300万件程度を維持させる。</p> <p>(3) 研究所の諸活動及び研究業績については、毎年度1回研究所報告としてとりまとめるとともに、最新の研究成果やトピックス等を紹介したニュースレターを年4回刊行する。 また、これらについては、ホームページ上で公開するとともに、電子メディアでの配信も行う。</p> <p>(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報の提供は、ホームページ等の充実を図り、積極的に活用を行う。</p> | <p>3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 総合的な情報発信及び対外的な業務の推進 ・外部に情報発信している複数のページについて、閲覧対象者ならびに研究所内の業務を考慮した見直しを行う。また、そのための委員会等の活動を充実させる。</p> <p>(2) ホームページによる活動状況の配信 ・提供情報を利用する団体や組織との連携を図ることにより、ホームページの閲覧回数の増加に努める。</p> <p>(3) 研究・業務実績の情報提供 ・研究所の活動及び研究業績については、ホームページを介して迅速に情報提供するとともに、年1回研究所報告としてまとめて刊行する。トピック的な内容については『健康・栄養ニュース』を年4回(季刊)刊行し、その電子媒体による配信により情報提供する。</p> <p>(4) ホームページ等を活用した積極的な情報開示 ・ホームページ等を活用して、研究所の諸規程、その他の必要な情報開示を積極的に行う。</p> | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|--|--|--------|----------|
| | | 自己評定 | 評価項目○ |
| 評価の視点等(現行) | 評価の視点等(案) | | |
| <p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページへの年間アクセス数を200万件、最新情報によるホームページの更新を年間2000件以上とする。健康食品の安全性・有効性情報データベースの閲覧件数として一日6000件以上を維持する。 | <p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページへの年間アクセス数を300万件、最新情報によるホームページの更新を年間3000件以上とする。健康食品の安全性・有効性情報データベースの閲覧件数として一日8000件以上を維持する。 | | |
| <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究成果等の情報はタイムリーに発信されているか。 ○ 内容をわかりやすく充実したものにする取組に工夫は見られるか。 ○ 発信される情報のコンテンツの評価は行われているか、また更新頻度はどの程度か。 ○ 諸規程等研究所運営に関する情報は、遅滞なく開示が行われているか。 | <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究成果等の情報はタイムリーに発信されているか。 ○ 内容をわかりやすく充実したものにする取組に工夫は見られるか。 ○ 発信される情報のコンテンツの評価は行われているか、また更新頻度はどの程度か。 ○ 諸規程等研究所運営に関する情報は、遅滞なく開示が行われているか。 | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|---|---|---|----------|
| <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項</p> <p>(1) 研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡を密にし、内部統制を強化すること。</p> <p>(2) 研究企画及び評価に関わる機能及び体制の強化を図り、研究業務の包括的、計画的な実施を進めること。</p> <p>(3) 業務の確実な実施のため、各研究・</p> | <p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡調整を密にし、内部統制を強化する。 また、研究所運営に対する研究所職員の意識を高めるため、研究所運営に関する必要な情報の共有化を図る。</p> <p>(2) 研究部門間での連携を強め、異なる研究分野からの情報や研究手法を積極的に利用して戦略的な事業の立案・実施を図る。</p> <p>(3) 調査及び研究業務の効率的かつ確実</p> | <p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 効率的な組織運営のための内部統制の強化</p> <p>①研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、以下の常設の会議及び委員会を定期的にまたは必要に応じて開催し、研究業務の円滑な推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹部会議 ・運営会議 ・研究企画委員会 ・研究倫理審査委員会 ・利益相反(COI)委員会 ・所内セミナー <p>②研究業務遂行における内部統制の強化を図るため、会計監査役員による定期的監査及び理事長による各研究部・研究室、センターに所属する研究員に対する研究状況に関するヒアリングを行う。</p> <p>③研究所内の情報共有と伝達を強化するため、上記会議・委員会の内容及び必要な情報等につき速やかに所内LANにより研究所各員に周知を図る。</p> <p>④研究所における危機管理体制の強化を図るため、理事長より各研究員に至る緊急の連絡体制を整え、年1回以上、訓練を行いその機動の確認を行う。</p> <p>(2) 研究の企画及び評価機能の強化</p> <p>①研究部門間での連携を強め、戦略的な事業の立案・実施に役立てるとともに国内外の最新の研究成果を知ることができるよう、研究所セミナーを毎月1回以上開催する。</p> <p>②研究企画委員会を定期的に開催し、研究部門間の相互の意思疎通を図るとともに戦略的な事業の立案、推進に役立てる。</p> <p>(3) 円滑な組織運営のための業務の進捗</p> | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|--|---|---|----------|
| <p>業務に関する内部進行管理及び評価を行うこと。</p> <p>(4) 法人運営に関して透明性を確保するとともに、国民に向けての説明責任を全うするため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。</p> <p>(5) 外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費節減や現況資源の有効利用を進めること。</p> | <p>な推進を図るため、所内報告会等により各業務の進捗状況を把握し、適切な評価を行い、その結果を計画的・効率的な業務の遂行に反映させる。 また、所内イントラネットを活用し、業務の進捗状況管理等の効率化を図る。</p> <p>(4) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に則り、積極的な情報公開を行う。</p> <p>(5) 研究所の経営基盤の安定化のため、外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費の節減や研究所の所有する設備等の有効利用を進める。</p> | <p>管理及び評価</p> <p>①各研究室における研究及び業務については、各研究部長及びセンター長が研究企画委員会或いは運営会議で必要な報告を行う。</p> <p>②各研究部、センター及び研究室の研究・業務の進行状況等については年1回または2回、所内公開の報告会を行いその成果について評価を行う。</p> <p>③各研究・業務に関する内部進行管理を強化するため、理事長による各研究部・センター及び研究室の研究員に対するヒアリングを年1回以上行う。</p> <p>④所内LANの活用により、業務の進捗状況管理を行うとともに、各研究部・センター間、事務部門との情報の共有を促進する。</p> <p>(4) 情報公開による透明性の確保 ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に則り、文書を適正に管理するとともに、適正な情報公開を行う。</p> <p>(5) 積極的な外部資金の獲得及び資源の有効活用 ・競争的研究資金や受託研究など外部資金の積極的獲得に取り組むとともに経費の節減や研究所が所有する設備等の有効利用を推進する。</p> | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|--|--|--------|----------|
| | 自己評定 | 評価項目○ | 評 定 |
| 評価の視点等(現行) | 評価の視点等(案) | | |
| [数値目標] - | [数値目標] - | | |
| <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 役員、研究部門及び事務部門間の連絡調整、執行体制は十分に強化されているか。 ○ 研究所運営に関わる情報の共有化は十分に図られているか。 ○ 内部進行管理及び評価は適切に行われているか。 ○ 業務進行管理のための体制が整っているか。 ○ 適切な情報公開が行われているか。 ○ 設備の有効活用が図られているか。 <p>[通知別添]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務改善の取組を適切に講じているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 <p>[政・独委評価の視点等]</p> <p>5 内部統制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）は適切に構築・運用されているか。 <p>8 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 役職員は法人の業務改善のためにイニシアティブを発揮しているか。その具体的な取組はどのようなものか。 ○ 国家公務員の再就職のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 ○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。 | <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 役員、研究部門及び事務部門間の連絡調整、執行体制は十分に強化されているか。 ○ 研究所運営に関わる情報の共有化は十分に図られているか。 ○ 内部進行管理及び評価は適切に行われているか。 ○ 業務進行管理のための体制が整っているか。 ○ 適切な情報公開が行われているか。 ○ 設備の有効活用が図られているか。 <p>[通知別添]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務改善の取組を適切に講じているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 <p>[政・独委評価の視点等]</p> <p>5 内部統制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）は適切に構築・運用されているか。 <p>8 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 役職員は法人の業務改善のためにイニシアティブを発揮しているか。その具体的な取組はどのようなものか。 ○ 国家公務員の再就職のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 ○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。 | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|--|---|--|----------|
| <p>2. 研究・業務組織の最適化に関する事項</p> <p>(1) 業務効率化の観点から、研究部組織体制の見直しを行い、その最適化を図ること。</p> <p>(2) 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除して研究の効率化を目指すとともに、他の研究機関との連携のあり方について検討を行い、連携・交流を強化することにより組織・研究の活性化を図ること。</p> | <p>2. 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 重点化する調査研究及び法定業務に関して、業務量や集中的に遂行すべき時期等を勘案しながら研究及び業務チームを組織する。 非公務員型の利点を生かして柔軟に組織の見直し・改編を行うこととし、研究所の組織や研究内容を国民により分かりやすくするため、従来のプログラム、プロジェクト体制を研究部、研究室に改組する。 また、組織の見直し・改編後、毎年、その効果を検証するとともに検証結果を公表する。</p> <p>(2) 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除して研究の効率化を図る。他の研究機関との連携のあり方について検討を行い、研究員の連携・交流を進め、人材の養成と資質の向上に努めることにより、組織・研究の活性化を図る。</p> | <p>2. 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 効率的な調査研究業務を実施するための組織の最適化 ①研究所の組織や研究内容を国民にわかりやすくするため、従来のプログラム、プロジェクト体制を研究部、研究室体制に改組する。(別紙1のとおり) ②研究部、センター及び研究室体制のほか、特別な研究及び業務については必要に応じて臨時にプロジェクトチームを組織することにより業務の効率的遂行を期する。 ③また、組織の改組後はその効果の検証を行い、その検証結果を公開する。</p> <p>(2) 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除するとともに、当研究所の特長を生かした研究を推進することにより、研究の効率化を図る。他の研究機関との連携のあり方について検討を行い、研究員の連携・交流を進め、人材の養成と資質の向上に努めることにより、組織・研究の活性化を図る。</p> | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|---|---|--------|----------|
| | 自己評定 | 評価項目○ | |
| 評価の視点等(現行) | 評価の視点等(案) | | |
| <p>[数値目標]</p> <p>—</p> | <p>[数値目標]</p> <p>—</p> | | |
| <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究及び業務チームは適切に組織されているか。 ○ 非公務員化の利点を生かした取り組みがなされているか。 ○ 民間企業、大学等の連携・交流の状況はどうか。 ○ 業務改善の取組を適切に講じているか。 ※ 業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 | <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究及び業務チームは適切に組織されているか。 ○ 非公務員化の利点を生かした取り組みがなされているか。 ○ 民間企業、大学等の連携・交流の状況はどうか。 ○ 業務改善の取組を適切に講じているか。 ※ 業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|---|--|--|----------|
| <p>3. 職員の人事の適正化に関する事項</p> <p>(1) 重点的に行う研究及び法律に基づく業務に対して適切に職員を配置し、効率的に研究業務を行うこと。なお、収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入に伴う要員の見直し及び、研究所におけるNR認定制度業務の廃止に伴う要員の合理化を図ること。</p> <p>(2) 研究職員の個人評価の結果を昇給・昇任等、給与面に反映させること。</p> <p>(3) 研究職員の流動化計画に沿って原則公募制・任期制により採用を行い、研究者層の向上を図ること。</p> | <p>3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 重点化する調査研究及び法定業務に対して適切に職員を配置し、効率的に研究業務を行う。 なお、収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入及びNR認定制度業務の廃止に伴う要員の見直しや合理化を図る。</p> <p>(2) 非公務員型のメリットを最大限に活かした柔軟な人事システムを構築し、研究職員の個人評価の結果を昇給・昇任等の処遇及び給与面に反映させる。</p> <p>(3) 研究員の採用に当たっては、「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、原則として公募制、任期付の採用を行う。 研究所が重点的に推進する調査及び研究業務が着実に成果が挙げられるよう、資質の高い人材を広く求める。また、資質の高い人材については、任期中の実績評価に基づき、任期を付さない形での採用を行う。 さらに、外国人及び女性研究者が業務に従事しやすい環境づくりを推進し、外国人及び女性研究者の採用も可</p> | <p>3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 重点化する調査研究及び法定業務に対応するための適正な人員配置 ①重点化する調査研究及び法律に基づき着実に実施すべき業務については、研究補助員等を適切に配置するなど効果的な運用を行い、研究・業務の推進を図る。 ②一部の職員への過重な負担とならないよう、研究・業務等の適正配分に努めるとともに、必要に応じて見直しを行い、職員の健康の維持・増進につながる職場環境づくりを目指す。 また、収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入及びNR認定制度業務の廃止に伴う要員の見直しや合理化については、検討状況の推移を踏まえつつ対応する。</p> <p>(2) 研究員の業務の適正な評価 ①大学、民間企業等との多様な形態の連携が可能となるよう、起業を含め、民間企業、団体等との兼業についても、当研究所の目的、理念に合致したものについては積極的に行い、成果の社会還元を促進する。 ②各研究員の個人業績及び各プロジェクトの実績を適正に評価し、昇給・昇任等に反映させる。</p> <p>(3) 有能な研究員の登用 ①「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、研究員の採用にあたっては、引き続き原則公募制、任期付の採用を行う。 ②任期付研究員については、任期中の実績評価を適正に行い、任期を付さない職員としての採用を検討する。任期付研究員の採用にあたっては、流動化計画に則る一方、当研究所の長期的な展望との均衡を図りつつ、研究や業務の性質、行政及び社会的ニーズに応じて、柔軟な運用を行う。 ③外国人研究者や女性研究者の採用を積極</p> | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 | | |
|--|--|--|----------|-----|--|
| <p>(4) 事務職員についても適切に評価を行い、資質の向上と業務の効率化を図ること。</p> | <p>能な限り行う。</p> <p>(4) 事務職員の質の向上を図るため、研究員と同様に評価を行うこととし、その評価システムとして研究所の人事評価制度に基づく総合的評価を行い、その結果を昇給・昇任等に反映する。</p> <p>※人事に関する指標 期末の常勤職員数は、期初の100%を上限とする。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数45名 期末の常勤職員数45名(以内)</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額 2,139百万円(見込)</p> <p>ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p> | <p>的に行うとともに、研究業務に従事しやすい環境づくりとして、引き続きフレックスタイム制の活用をはじめ、産休や育児休業等の各種制度の活用を進める。</p> <p>(4) 事務職員の適正な評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務職員についても、あらかじめ自己の達成目標を設定させるとともに、達成目標を含む業務全般に対する自己評価を含む総合的な人事評価制度に基づき、個人面接を行い、直属上司及び総括上司の二段階評価を実施する。評価の結果は、昇給・昇任等に反映させる。 | | | |
| | 自己評定 | | 評価項目○ | 評 定 | |
| 評価の視点等(現行) | 評価の視点等(案) | | | | |
| <p>[数値目標]</p> <p>—</p> | <p>[数値目標]</p> <p>—</p> | | | | |
| <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ メリハリのある人員配置ができていますか。 ○ 研究職員の評価が適切に処遇及び給与に反映されているか。 ○ 公募制、任期制による採用が適切に実施されているか。 ○ 外国人及び女性研究員が従事しやすい環境づくりが推進されているか。 ○ 事務職員の資質の向上につながる取り組みが行われているか。 ○ 人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由が明らかになっており、合理的なものであるか。 | <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ メリハリのある人員配置ができていますか。 ○ 研究職員の評価が適切に処遇及び給与に反映されているか。 ○ 公募制、任期制による採用が適切に実施されているか。 ○ 外国人及び女性研究員が従事しやすい環境づくりが推進されているか。 ○ 事務職員の資質の向上につながる取り組みが行われているか。 ○ 人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由が明らかになっており、合理的なものであるか。 | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|---|---|---|----------|
| <p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項</p> <p>(1) 業務の効率化を図るため、事務書類の簡素化、電子化、事務作業の迅速化を進めるとともに、定型的な業務でアウトソーシング可能なものについては外部委託を行うこと。</p> <p>(2) 事務職員については、研修会やマネジメントセミナー等を通じ、研究所経営への参加意識を高めるとともに、業務意識の高揚を図ること。</p> <p>(3) 業務の効率化を図るため、業務・システムの最適化を図ること。</p> | <p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 業務効率化の観点から、事務の迅速化、簡素化、電子化等を推進する。さらに、定型的な業務で外部委託が可能なものについては積極的に進める。</p> <p>(2) 事務職員については、研究所で働く者として必要な法令・知識を習得するための各種研修会やセミナー等への参加を充実させ、職員が働きやすく自己能力を最大限発揮できるような職場環境の整備を推進する。 これにより、研究所経営への参加意識を高め、職員の資質の向上及び業務効率化の一層の推進を図る。</p> <p>(3) 業務の効率化を図るため、業務・システムの最適化を図る。</p> | <p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 事務業務の効率化 ・業務の効率化を図るため、各種事務手続きの簡素化、迅速化、電子化を図るとともに、業務内容を見直し、外部委託が可能な業務については、費用対効果を勘案しつつ積極的に推進する。</p> <p>(2) 事務職員の資質向上 ・事務職員の資質向上を図るため、業務上必要とされる知識（知的財産、安全管理、会計・契約等）の技術取得ができるよう、自己啓発や能力開発のための研修に積極的に参加させる。また、職員が働きやすく自己能力が最大限発揮できるよう、職場環境の整備を引き続き図る。</p> <p>(3) 業務システムの効率化 業務の効率化を推進するため情報総括責任者（CIO）を中心に業務・システムの最適化・効率化を図る。</p> | |

| | 自己評定 | 評価項目○ |
|--|--|-------|
| 評価の視点等（現行） | 評価の視点等（案） | |
| <p>[数値目標]</p> <p>—</p> | <p>[数値目標]</p> <p>—</p> | |
| <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文書簡素化、電子化・データベース化等により、事務作業の迅速化が図られているか。 ○ 定型的な業務については、適切に外部委託が行われているか。 ○ 業務等の目標に応じた研修等が適切に実施されているか。 ○ 業務・システムの最適化を推進する体制はとられているか。 ○ 各種事務文書の合理化・電子化が進められているか。 ○ こうした効率化・合理化が支出圧縮、人員削減、他の業務の充実・推進等にどう結びついているか。 | <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文書簡素化、電子化・データベース化等により、事務作業の迅速化が図られているか。 ○ 定型的な業務については、適切に外部委託が行われているか。 ○ 業務等の目標に応じた研修等が適切に実施されているか。 ○ 業務・システムの最適化を推進する体制はとられているか。 ○ 各種事務文書の合理化・電子化が進められているか。 ○ こうした効率化・合理化が支出圧縮、人員削減、他の業務の充実・推進等にどう結びついているか。 | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|---|--|---|----------|
| <p>5. 評価の充実に関する事項</p> <p>(1) 毎年度内部評価委員会において、主要な研究業務に関して内部評価を実施すること。</p> <p>(2) 第三者による外部評価委員会により、年度計画の事前及び事後評価を行うこと。</p> <p>(3) 評価に関する結果は、ホームページで公開すること。</p> <p>(4) 研究職員について自己点検・評価を行うとともに、できるだけ客観的な指標に基づく評価を毎年実施すること。</p> | <p>5. 評価の充実に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 毎年度内部評価委員会を開催し、主要な研究業務に関して、内部評価を実施し、研究業務の確実な実施及び効率化に資する。</p> <p>(2) 柔軟かつ競争的で開かれた調査及び研究環境の実現や経営資源の重点的・効率的配分に資するため、外部の専門家等の評価者による外部評価を毎年度2回程度実施する。</p> <p>(3) 内部及び外部評価結果は、ホームページ上で公表するとともに、組織や施設・設備の改廃等を含めた予算・人材等の資源配分に反映させる等、調査及び研究活動の活性化・効率化に積極的に活用する。</p> <p>(4) 研究員については、自己点検・評価を行うとともに、可能な限り客観的な指標に基づき評価を行う。 また、理事長は自ら全研究員との面談を行い、適切かつ公平な評価を行う。 さらに、評価の結果は各職員にフィードバックするとともに、所内イントラネットを活用して、各研究の研究業績を公開し、評価の透明性の確保に努める。</p> | <p>5. 評価の充実に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 内部評価の実施 ・各研究部、センター及び研究室の研究・業務については年1回または2回、報告会とともに評価を行う。評価結果については、毎年度内部評価委員会を開催してその結果についての総括を行い、研究業務の確実な実施と効率化を期する。</p> <p>(2) 外部評価の実施 ・外部の専門家等の評価者による外部評価について、毎年度2回程度実施する。</p> <p>(3) 評価結果の公表 ①内部及び外部評価の結果はホームページ上で公表するほか、評価結果の内容については部や室の範囲にとどまらず、非常勤職員を含めた全員に結果を伝え、研究所に求められている方向性や課題等の共通理解を促し、研究及び業務の内容改善等につなげる。 ②理事長等役員及び管理職は、これらの評価結果を踏まえ、予算や人材等の研究資源の配分等に反映させ、調査・研究活動を効率・活性化させる。</p> <p>(4) 研究業績等の自己点検及び評価 ①各研究員においては、社会及び当研究所で求められている自らの役割を充分認識した上で、当該年度における自らの調査研究及び業務の成果について、点検を行う。その際、成果を客観的に整理・分析するために、所内 LAN による「業績等登録システム」を活用する。 ②各研究員の評価は、人事評価マニュアルに基づき、主に研究部内での貢献及び十分な成果の達成という視点から各部長／センター長、研究企画評価主幹及び理事長が行う。なお、任期付研究員については、任期中の実績評価を行い、その結果をその後の採用等に反映させる。</p> | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|--|--|--------|----------|
| | 自己評定 | 評価項目○ | |
| 評価の視点等(現行) | 評価の視点等(案) | | |
| [数値目標] — | [数値目標] — | | |
| <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。 ○ 第三者による評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。 ○ 内部及び外部評価の結果が適切に公開されているか。 ○ 研究職員の自己点検・評価及び理事長による評価が適切に行われているか。 ○ これらの評価を予算や人員配置、個人の人事評価に適切に反映し、研究の質の向上へのインセンティブを作り上げる仕組みが構築されているか。 | <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。 ○ 第三者による評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。 ○ 内部及び外部評価の結果が適切に公開されているか。 ○ 研究職員の自己点検・評価及び理事長による評価が適切に行われているか。 ○ これらの評価を予算や人員配置、個人の人事評価に適切に反映し、研究の質の向上へのインセンティブを作り上げる仕組みが構築されているか。 | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|--|--|---|----------|
| <p>6. 業務運営全体での効率化</p> <p>(1) 一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費は除く。）については、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として10%以上の削減を達成すること。</p> <p>(2) 人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日）に基づき平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとして人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。</p> <p>併せて、研究所の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。</p> <p>(3) 業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として5%以上の削減を達成すること。</p> <p>(4) 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施すること。</p> <p>なお、研究事業に係る調達については、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求すること。</p> | <p>6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置</p> <p>(1) 一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費は除く。）については、中期目標期間中、毎年度、2%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として10%以上の削減を達成する。</p> <p>(2) 人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日）に基づき平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとして人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。また、平成24年度以降の総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すとともに、毎年度1%以上の削減を行う。ただし、以下の人員に係る人件費は、上述の人件費改革における削減対象から除外する。</p> <p>① 国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者</p> <p>② 運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）。</p> <p>さらに、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組む。なお、職員の給与水準については、21年度の対国家公務員指数が97.4であることを踏まえ、この水準を引き続き維持することとして、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>(3) 業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、中期目標期間中、毎年度、1%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として5%以上の削減を達成する。</p> <p>(4) 契約については、以下の取り組みによりその適正化を推進する。</p> <p>ア 契約は、原則として一般競争入札等によることとする。</p> <p>イ 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表する。</p> <p>ウ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p> <p>エ 会計監事による定期的な監査により、入札・契約の適正な実施について点検を受ける。</p> <p>オ 契約監視委員会において、契約方式の妥当性</p> | <p>6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置</p> <p>・一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費は除く。）については、事務消耗品の一括購入などにより削減に努め、平成22年度実績に比べ2%以上の削減を図る。</p> <p>・人件費（退職手当及び法定福利費等を除く。）については、適正な人事配置に努め、平成22年度実績に比べ1%以上の削減を図る。</p> <p>また、給与水準についても平成21年度のラスパイルズ指数（地域・学歴勘案）が97.4であることを踏まえ、この水準を引き続き維持するとともにその結果を公表する。</p> <p>・業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの）については、研究の重点化に伴い、業務の効率化、コストの削減に努め平成22年度実績に比べ1%以上の削減を図る。</p> <p>・契約については、以下の取り組みによりその適正化を推進する</p> <p>ア 原則一般競争入札を行い、随意契約を行う場合は真にやむを得ない場合とする。</p> <p>イ 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表する。</p> <p>ウ 一般競争入札により契約を行う場合であっても、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p> <p>エ 会計監事による定期的な監査により、入札・契約の適正な実施について点検を受ける。</p> <p>オ 契約監視委員会において、契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性等を事前</p> | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|--|---|--------|----------|
| | 及び競争性確保のための改善方策の妥当性等を 事前審査する。 | 審査する。 | |
| | 自己評定 | 評価項目○ | 評 定 |
| 評価の視点等(現行) | 評価の視点等(案) | | |
| <p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般管理費については、中期目標期間中、毎年度、2%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として10%以上の削減を達成する ○ 人件費については、中期目標期間の最終年度までに平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する ○ 業務経費については、中期目標期間中、毎年度、1%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人件費、一般管理費、業務経費の削減に向けた取り組みはどのような状況か。 ○ 経年比較により削減状況が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果がどの程度明らかになっているか。 <p>[通知別添]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか）。 ○ 総人件費改革は進んでいるか。 ○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。 <p>[政・独委評価の視点等]</p> <p>3 人件費管理</p> <p>(1) 給与水準</p> <p>国家公務員と比べて給与水準が高い場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ○ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 ○ 国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえて適切な給与水準となっているか。国と異なる、又は法人独自の諸手当は適切か。 <p>(2) 総人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総人件費改革は進んでいるか。（取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるか、適切であるかを検証し、削減目標の達成に向け法人の取組を促すという視点をもって評価する。）。 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。法定外福利費の支出は適切か。 | <p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般管理費については、中期目標期間中、毎年度、2%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として10%以上の削減を達成する ○ 人件費については、平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとした人件費改革を平成23年度まで継続し、平成24年度以降の総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すとともに、毎年度1%以上の削減を行う ○ 業務経費については、中期目標期間中、毎年度、1%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として5%以上の削減を達成する <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人件費、一般管理費、業務経費の削減に向けた取り組みはどのような状況か。 ○ 経年比較により削減状況が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果がどの程度明らかになっているか。 <p>[通知別添]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか）。 ○ 総人件費改革は進んでいるか。 ○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。 <p>[政・独委評価の視点等]</p> <p>3 人件費管理</p> <p>(1) 給与水準</p> <p>国家公務員と比べて給与水準が高い場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ○ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 ○ 国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえて適切な給与水準となっているか。国と異なる、又は法人独自の諸手当は適切か。 <p>(2) 総人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総人件費改革は進んでいるか。（取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるか、適切であるかを検証し、削減目標の達成に向け法人の取組を促すという視点をもって評価する。）。 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。法定外福利費の支出は適切か。 | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|--|--|--|----------|
| <p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項</p> <p>(1) 運営費交付金以外の競争的研究資金については、中期目標期間の最終年度までに、研究資金の50%以上の獲得を達成すること。</p> <p>(2) 各種研究から生じる知的財産（特許権等）の有効活用及び研究成果等の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の増加を図ること。</p> | <p>第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 運営費交付金以外の競争的研究資金については、中期目標期間中、研究資金の50%以上を目標に積極的な獲得を図り、外部研究資金、その他の競争的資金の募集等に積極的に参加し、その増加に努める。</p> <p>(2) 各種研究から生じる知的財産（特許権等）の有効活用並びに研究成果、さらには国民健康・栄養調査結果等の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の増加を図る。</p> <p>また、「独立行政法人国立健康・栄養研究所施設・設備等利用規程」に基づき、地域住民等への施設開放を行い、研究所の設備等の効率的な利用に努め、併せて自己収入の増加に寄与する。</p> | <p>第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 外部研究資金の獲得</p> <p>①厚生労働省、文部科学省等の各府省や科学技術振興機構等の機関が実施する公募型研究への課題の応募を積極的に行う。その際、当研究所の目的等を勘案して、競争力の高い研究課題であるか、また、他の研究機関等との共同研究の中核であるかを重視する。</p> <p>②健康・栄養に関する調査・研究及び国や民間企業等からの受託研究や共同研究、その他の業務については、当研究所の目的やその後の発展性及び交付金事業として行う研究を勘案しながら、それらに合致するものについては積極的に受け入れ、自己収入の増加を図る。</p> <p>なお、外部研究資金の獲得にあたっては、過去2カ年平均の80%以上の件数の確保を目標とする。</p> <p>(2) 知的財産の活用等による自己収入の確保</p> <p>①知的財産については、その出願や維持に係る費用を勘案しながら、実施につながる可能性の高いものについて必要な維持を行い自己収入につなげる努力を行う。</p> <p>②研究成果及び国民健康・栄養調査結果および食事摂取基準等の社会還元を目的に出版（研究所監修による書籍、マニュアル、テキスト等）を行うことにより、自己収入の確保につなげる。</p> <p>③施設の開放にあたっては、ヒトを対象とした研究への参加、地域住民の健康づくりという視点を踏まえて研究所設備の効率的利用を推進する。</p> | |

| | | | |
|---------|---------|-------------|-----------------|
| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 | 2 3 年 度 計 画 | 2 3 年 度 業 務 実 績 |
|---------|---------|-------------|-----------------|

| | 自己評定 | | 評価項目○ | |
|--|--|--|-------|--|
| 評 価 の 視 点 等 (現 行) | 評 価 の 視 点 等 (案) | | | |
| [数値目標] - | [数値目標] ○ <u>運営費交付金以外の競争的資金は中期目標期間中に研究資金の50%以上獲得できたか。</u> | | | |
| [評価の視点] ○ 競争的な研究資金の獲得状況はどうか。増減の要因は分析しているか。 ○ 研究成果等の社会還元という観点から、適正に自己収入が得られているか。 ○ 運営費交付金を充当して行う事業について、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。 ○ 経費削減の達成状況はどのようなものか。 | [評価の視点] ○ 競争的な研究資金の獲得状況はどうか。増減の要因は分析しているか。 ○ 研究成果等の社会還元という観点から、適正に自己収入が得られているか。 ○ 運営費交付金を充当して行う事業について、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。 ○ 経費削減の達成状況はどのようなものか。 | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|---|--|--|----------|
| <p>2. 経費の抑制に関する事項</p> <p>(1) 各部門において、常勤職員の人件費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図ること。</p> <p>(2) 研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の削減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費の削減を図ること。</p> | <p>2. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 各部門において、常勤職員の人件費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図る。</p> <p>(2) 研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の削減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費の削減を図る。</p> <p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 別紙1のとおり</p> <p>2. 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3. 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1. 限度額 100,000,000円</p> <p>2. 想定される理由</p> <p>ア 運営費交付金等の受入れの遅延等による資金の不足</p> <p>イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給</p> <p>ウ その他不測の事態により生じた資金の不足</p> <p>第6 重要な資産を譲渡、又は担保に供するときは、その計画</p> <p>該当なし。</p> <p>第7 剰余金の使途</p> <p>ア 研究環境の整備に係る経費</p> <p>イ 職員の資質向上に係る経費</p> <p>ウ 知的財産管理、技術移転に係る経費 等</p> | <p>2. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 効率的な資金の運用・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「無駄削減取組目標」うち、特に無駄削減に向けた職員の意識改革、行政コストの節減・効率化に掲げる事項に係る取り組みを積極的に実施し、予算執行状況の把握とともに、これら取り組み状況について、運営会議で評価を行う。 <p>(2) 研究業務の集約化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各研究部にまたがる研究の実施や、施設整備、スペース等の共同利用により、人的資源、コスト削減につなげる。 ・データ入力、検体の定期検査などの人的コスト削減につながるものについてはアウトソーシングを推進する。また契約にあたっては原則一般競争入札を行う。 <p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 別紙2のとおり</p> <p>2. 収支計画 別紙3のとおり</p> <p>3. 資金計画 別紙4のとおり</p> | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|--|--|--------|----------|
| | 自己評定 | 評価項目○ | 評 定 |
| 評価の視点等(現行) | 評価の視点等(案) | | |
| [数値目標] - | [数値目標] - | | |
| <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コスト管理が適正になされ、効率的な資金運用につながっているか。 ○ 人的資源の有効な活用が図られ、それが経費節減につながっているか。 ○ 計画と実績との間に差異がある場合には、理由が明らかにされているか。 ○ 運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、理由が明らかになっているか。 <p>[通知別添]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。 <p>[政・独委評価の視点等]</p> <p>1 財務状況</p> <p>(1) 当期総利益(又は当期総損失)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析は行われているか。当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた改善策が検討されているか。(具体的取組) <p>1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。</p> <p>(3) 運営費交付金債務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。 ○ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析を行っているか。 <p>4 契約</p> <p>(1) 契約に係る規程類、体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約方式等、契約に係る規程類は、適切に整備・運用されているか。 ○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制は、適切に整備・運用されているか。 <p>(2) 随意契約見直し計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)。また、「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況はどうか。 <p>(3) 個々の契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。 | <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コスト管理が適正になされ、効率的な資金運用につながっているか。 ○ 人的資源の有効な活用が図られ、それが経費節減につながっているか。 ○ 計画と実績との間に差異がある場合には、理由が明らかにされているか。 ○ 運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、理由が明らかになっているか。 <p>[通知別添]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。 <p>[政・独委評価の視点等]</p> <p>1 財務状況</p> <p>(1) 当期総利益(又は当期総損失)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析は行われているか。当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた改善策が検討されているか。(具体的取組) <p>1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。</p> <p>(3) 運営費交付金債務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。 ○ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析を行っているか。 <p>4 契約</p> <p>(1) 契約に係る規程類、体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約方式等、契約に係る規程類は、適切に整備・運用されているか。 ○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制は、適切に整備・運用されているか。 <p>(2) 随意契約見直し計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)。また、「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況はどうか。 <p>(3) 個々の契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。 | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 23年度計画 | 23年度業務実績 |
|---|---|--|----------|
| <p>第5 その他の業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他の業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) セキュリティの確保 「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p> | <p>第8 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置</p> <p>(1) セキュリティの確保 情報システムに係る情報のセキュリティの確保に努める。</p> <p>(2) 施設及び設備に関する計画 該当なし。</p> <p>(3) 積立金処分に関する事項 該当なし。</p> | <p>第5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置</p> <p>(1) セキュリティの確保 ・「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進し、セキュリティの確保に努める。</p> | |

| | 自己評定 | 評価項目○ |
|--|--|-------|
| 評価の視点等(現行) | 評価の視点等(案) | |
| <p>[数値目標]</p> <p>○ 年に2回以上のセキュリティチェックが行われているか。</p> | <p>[数値目標]</p> <p>○ 年に2回以上のセキュリティチェックが行われているか。</p> | |
| <p>[評価の視点]</p> <p>○ 情報システム関係のセキュリティは確保されているか。</p> <p>○ 職員に対するセキュリティ意識の向上に向けた研修会が行われているか。</p> | <p>[評価の視点]</p> <p>○ 情報システム関係のセキュリティは確保されているか。</p> <p>○ 職員に対するセキュリティ意識の向上に向けた研修会が行われているか。</p> | |